

法務局地図作成事業の概要

法務局地図作成事業とは

登記記録には、不動産の物理的状況（地目、地積等）及び権利関係を記録



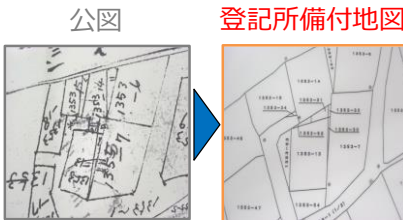
- ・登記記録だけでは、その土地が現地のどこに位置し、どのような形状を有しているかが明らかにはならない
- ・地籍調査では人口集中地区（D I D）で地図が混乱している地域への対応が困難

全国の法務局で、D I Dかつ地図混乱地域での土地の位置・区画（筆界）を明確にするため、精度の高い地図を作成する事業を計画的に実施

▶ 従来の整備計画がR 6年度で終了することから、**次期地図整備計画（R 7年度～）の策定に向けて地区選定作業を開始**

[役割分担]

事業名	実施主体	実施地域
法務局地図作成事業	法務省 (法務局)	都市部における人口集中地区(DID) かつ地図混乱地域
地籍調査	市区町村等	上記を除く地域



○従来の整備計画

全国実施型(H27～ 10か年計画)	合計 200km²
大都市型(H27～ 10か年計画)	合計 30km²
震災復興型 東日本大震災、熊本地震	合計 9km²

○法務局地図作成事業の流れ

- ① 法務局地図作成事業は国の予算・体制で法務局が実施主体となって実施
- ② 1地区につき原則として2年間で地図を作成

所有者立会いの下、筆界を一つひとつ調査



測量機器を用いて、正確に測量を実施



調査結果を踏まえ、精度の高い地図を作成



法務局地図作成事業のメリット

○ **困難な地区での地図作成**をスピーディーに！

⇒ 地籍調査の1地区における一般的な事業期間は概ね3年程度であるのに比べ、**法務局地図作成事業は1地区につき2年間で実施**しており、**困難な地区でも短期間で事業が完了**します。

○ **国の予算で事業**を実施！

⇒ **国（法務局）が主体となって実施**するため、法務局地図作成事業の費用は国が負担し、**自治体の費用負担はありません**。

○ **地籍調査も加速化**できる！

⇒ 地籍調査と法務局地図作成事業は**作業工程が非常に似ていますが**、法務局には地図作成の**専門的ノウハウ**があります。

法務局の作業手順を参考にしながら連携して地籍調査を実施すれば、**地籍調査が進めやすくなります**。

○成果事例 <広島市民球場、道後温泉、石巻市のケース>

【広島市民球場】



用地買収が加速し、
開発工事も大きく進展

【道後温泉】



道路整備が実現し、町並み改善、
利便性・安全性向上

【石巻市】



道路整備のための用地取得が円滑に行われ順調に推移

地方公共団体をお願いしたい事項

- D I Dかつ地図混乱地域における法務局地図作成事業の実施候補地区に係る**要望書の提出**
- 選定地区として決定された場合の**官民境界の立会い、資料提供、住民への周知・広報への協力**
- 実施地区における事業完了後5年後の**効果検証への協力**



詳細な内容及びスケジュールは別添のとおり

想定される作業スケジュール

別添

法務局及び地方法務局

地方公共団体（都道府県・市区町村）

不動産登記部門 (地図整備室等)

地籍調査連絡会議等、適宜の機会を利用して
都道府県・市区町村へ
地区選定手順等に関する説明を実施

地区選定手順等の説明

令和6年
4月～5月

都道府県・市区町村

要望地区の検討や添付資料の準備を開始
内部の関係部署と情報共有・調整

市区町村へ令和7年度以降の法務局地図作成事業
を要望する地区の有無に関する依頼を发出

【送付物】

- ・ 依頼文書
- ・ 法務局地図作成事業の概要
- ・ 次期地図整備計画に向けた基本方針の概要
- ・ 要望書のひな型

要望地区の検討依頼

令和6年
4月～6月中旬

市区町村

市区町村の地籍調査担当部局において、関連部署等
と調整の上、要望書を作成
法務局へ要望書を提出

要望書の提出

令和6年
6月中旬

市区町村から要望があった地区をとりまとめ
法務局において実施地区を検討

都道府県

法務局から都道府県の地籍調査担当部局へ候補地区
に関する協議
都道府県の地籍調査担当部局において、都道府県の
立場から計画案の妥当性や変更すべき点を回答

候補地区に関する協議

令和6年
9月頃

都道府県と候補地区に関する協議を実施
協議結果を踏まえて、必要に応じて再検討

当初5年分の実施地区を通知

令和7年
3月

市区町村

次期地図整備計画における実施地区の回答を確認
法務局地図作成事業の実施完了後5年後の効果検証
に協力

次期地図整備計画決定
要望があった市区町村に対して、次期地図整備計画
における当初5年分の実施地区を通知する